

# 自然再生事業のレビューについて



平成30年2月

# 1. レビューの目的、実施内容

## 【レビューの目的】

平成15年1月に自然再生推進法が施行されてから15年が経過したことを受け、これまでの取組を振り返り、自然再生の成果を取りまとめることで、今後の方針の検討を行い、自然再生の更なる推進を図る。また、必要に応じて同法に定められた自然再生基本方針の見直しの検討に活用する。

## 【実施内容】

自然再生事業の特徴を踏まえ、3つの観点からこれまでの取組を整理・分析する。

### ①自然再生推進法に基づく自然再生協議会の取組

⇒法定協議会における自然的、社会的な成果を調査し、取組状況を分析する。

### ②自然再生に関連する事業

⇒関係省庁が実施している自然再生に関連する事業を整理し、法定協議会以外の取組や自然再生の実施体制を分析する。

### ③関係省庁における施策

⇒自然再生基本方針の本文に沿って、関係省庁の施策の実施状況を整理・分析する。

結果は①、②⇒今回報告、③⇒次回専門家会議において報告

## 2. レビューにおける留意事項

### 【自然再生事業の特徴】

- ・自然再生推進法に基づく自然再生は、地域の自主性・主体性が尊重されるボトムアップ型の取組であり、再生する対象や目標、背景は様々である。
- ・自然再生推進法の枠組みによらない形での自然再生も数多く存在する。



★自然再生全体の推進を図っていくには、法定協議会以外の実施者による自然再生についても十分把握しておく必要がある。

### 【自然再生事業の基本理念】

- ・健全で恵み豊かな自然が将来にわたって維持され、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現に寄与。
- ・多様な主体が連携するとともに、自主的かつ積極的に実施。
- ・自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえ、科学的知見に基づき実施。
- ・自然再生の状況を監視し、科学的な評価を加え、順応的に事業を実施。
- ・自然環境学習の推進。

## 2. レビューにおける留意事項

### 【自然再生基本方針の変遷】

2回の見直しのなかで、様々な観点が増加されており、地域産業との連携や地域社会の活性化といった社会的な側面は、見直しで追加された考え方である。

当初（平成15年4月1日閣議決定）

#### 【新しく追加された観点】

- 地域産業等との連携
- 地域社会の活性化への貢献
- 協議会の取組に対する支援の強化
- 生態系ネットワークを踏まえた全国的、広域的な視点からの取組の強化
- 地球温暖化の影響も考慮した取組の推進
- 学校学習から生涯学習にわたる自然環境学習の推進

第1回見直し（平成20年10月31日閣議決定）

#### 【新しく追加された観点】

- 環境教育に当たり、ESD（持続可能な開発のための教育）の観点を導入
- 企業との連携
- 継続実施に向けた担い手育成の推進
- 希少種対策、外来種対策の推進
- 東日本大震災の経験を踏まえた取組（森里川海のつながり、自然生態系を活用した防災減災）
- 自然再生による地域コミュニティの保全・再生
- 小さな自然再生の推進

第2回見直し（平成26年11月7日閣議決定）

### 3. レビュー①（法定協議会の成果）の概要

（調査方法）

○H29自然再生協議会全国会議の際に実施した法定協議会等へのアンケート調査の結果を基に、自然的成果と社会的成果を一覧表に整理した。（別紙1）

○H29アンケート調査結果を中心に、過年度のアンケート結果等も参考にしながら、法定協議会の自然再生の取組による成果の発現状況を整理・分析する。

本調査での「自然的成果」とは、

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理活動によって得られた生物の増加や面積の拡大、維持など。

本調査での「社会的成果」とは、

自然再生活動を通じて得られた自然環境を生かした環境教育や活動参加者（ボランティアなど）の増加、地域社会の理解、生態系サービスなど。

### 3. レビュー① 自然再生事業の成果の状況

#### ○自然再生事業の成果の特徴

- ・ 多様な自然形態が法定協議会が実施する自然再生事業の対象となっている。  
湿地(湿原・干潟)、森林、汽水域、海域(サンゴ礁)、湖沼、草原  
→各協議会の取組を再生面積等で一概に比較して評価することは困難である。
- ・ 法定協議会の自然再生事業には多様な主体が参加して成果を発現させている。  
国、都道府県、市町村、協議会、大学、住民組織、NPO、民間企業等

#### 【事例】 神於山保全活用推進協議会（大阪府岸和田市）

行政、地域住民、農林漁業者、森林所有者、NPO・ボランティアが役割分担を行い、当面の目標として「竹林の適正な整備」を目指す。さらに、行政がコーディネート役となり、多数の企業と連携して自然再生を進めている。



★神於山の他には、中海(電気事業企業との連携)、麻機(医療・福祉・農業・地元企業との連携)、高安(農業・大学との連携)など

### 3. レビュー① 自然的成果の状況

#### ○自然的成果の特徴

- ・多くの協議会で、自然再生の大きな目的である生物多様性の確保に向けて生息地等の場の保全や希少種の保全等の成果を記載している。



ミコアイサ

目標としての生物の増加  
(伊豆沼・内沼)



ゼニタナゴ



ススキ草原

ススキ草原の復元  
(3ha⇒35ha) (上山高原)



トラップによる  
ウシガエル防除

外来生物の防除  
(久保川イーハトーブ)

在来水生昆虫



- ・自然的成果を評価していく際、予測されていない問題が発生した場合に、「順応的管理」の考え方の下で計画を見直すなどして、事業の改善を図るなどして成果を上げている地域がある。

#### 【事例】石西礁湖自然再生協議会 (沖縄県)

着床具を用いたサンゴ移植については、着床具の配置の密度により、着床数が異なったことから、同協議会はその結果を踏まえて、移植を実施している。



★釧路湿原の他には、伊豆沼・内沼(沈水植物の埋土種子発芽実験)、釧路湿原(達古武地域の自然林植栽の間伐率)などがある。

### 3. レビュー① 自然的成果の状況

- ・過去のアンケートでは「事業の評価手法」「事業全体の評価」を課題として挙げる協議会もあり、事業の評価手法及びその活用方法の検討を進めていくことが重要となっている。
- ・モニタリング等により、自然的成果等の状況について調査を実施しているが、調査結果をその後の事業実施に効率的に生かして成果を上げている地域もある。

#### 【事例】阿蘇草原再生協議会（熊本県）

牧野の植生等の調査により収集した牧野カルテ等を活用して地域別の生物多様性指標マニュアルを作成し、植生の評価、効果判定、環境学習、多面的機能交付金の申請に活用している。



マニュアルを活用した調査状況

- ・技術開発と並行して事業を進めることにより成果を上げている地域がある。

#### 【事例】伊豆沼・内沼自然再生協議会（宮城県）

同地域ではハスの刈取りにより、水質改善を図るとともに、沈水植物等の復元を図っているが、並行してロボットハス刈り取り機の技術開発を並行して進めている。



ロボットボートによるハス刈り

★その他には、石西礁湖(サンゴ移植技術、オニヒトデ対策技術)などがある。



### 3. レビュー① 社会的成果の状況

#### ○社会的成果の特徴

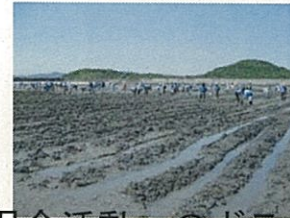
- ・ 自然再生事業においては自然環境教育や住民参加型の体験・交流といった活動は多くの協議会で成果として記載している。



自然再生地での環境教育  
(釧路湿原)



湿原の自然観察会  
(八幡湿原)



保全活動へのボランティア参加  
数の増加 (榎野川河口)



- ・ 一方、過去のアンケートでは「普及啓発」「地域住民の理解」を課題として挙げる協議会もあり、上記の取組の効果を高めていくことが重要である。
- ・ 例えば、体験・交流活動においては福祉施設との連携といった新たな形の連携により成果を発揮している例もみられる。

#### 【事例】麻機遊水池地保全活用推進協議会 (静岡県)

同協議会は、地域の大切な自然環境である「麻機遊水池」を核にして、農地の再生と生息する動植物の保全活動等を隣接する病院や特別支援学校、地域等と連携して取り組んでいる。



(麻機遊水池地保全活用推進協議会ペーテル麻機部会の取組資料より引用) 9

### 3. レビュー① 社会的成果の状況

- ・ 自然再生事業を実施する多くの協議会が「取組資金の不足」「取組や維持管理の担い手の不足」を課題として挙げるなど、継続性の確保が協議会の大きな課題となっている。
- ・ 社会的成果としては数は少ないものの、事業の継続性に寄与する経済的仕組みづくりや農林水産業との連携に取り組み、成果を上げている地域もある。

#### 【事例】高安自然再生協議会(大阪府)

大阪府高安地域では特定の農家が同活動と関連して低農薬で栽培した「きんたい米」を(NPO)ニッポンバラタナゴ高安研究会が販売している。売り上げの一部はタナゴ基金により、保全活動費に充てられている。



★高安の他には、阿蘇(募金、繁殖あか牛導入支援)、伊豆沼(ハスを使った商品開発)などがある。

### 3. レビュー① まとめ

#### ○レビュー①のまとめ

- ・ 自然再生事業の自然的成果は、再生面積等を合計して評価するのは困難なもの、成果が多様な対象・分野に及んでおり、個別の法定協議会の活動としては一定の成果はあったものと考えられる。
- ・ 社会的成果についても多くの協議会で取り組まれており、一定の効果がみられるが、多くの協議会で取り組まれている環境教育や体験・交流活動についてはその効果を高めていくとともに、他産業との連携等による経済的仕組みづくりについては取り組む協議会が少ないため、自然的成果の継続性の向上に向けて事例紹介等によりさらに推進していく必要がある

(参考) 環境省では、地域が経済的しくみづくり・プラットフォームづくり・人材育成の検討により、自然共生活動と関連する社会経済活動に同時に取り組む「地域循環共生圏事業」の実証調査に取り組んでおり、同事業の調査の成果を共有することにより、そうした課題解決の一助となることが期待される。(別紙4)

- ・ 自然再生事業の「周辺地域との連携」の成果を記載する協議会がなかったことから、自然再生の取組の広域化についても推進していくことが重要である。

## 4. レビュー②（自然再生に関連する事業）概要

### 【目的】

- ・自然再生に関連する取組として、関係省庁で実施している自然環境の保全、再生、創出、維持管理に資する事業を整理し、法定協議会の取組に限らない、自然再生の実施体制を把握する。
- ・多様な主体が連携することで取組の推進が図られる事業については、自然再生推進法の手続きによる自然再生協議会の設立を検討し、更なる自然再生の推進を図る。
- ・多自然川づくりや干潟の再生、緑化の推進など複数の施策を連携して実施することにより、生態系ネットワークの形成等の取組の広域化を図っていくことも重要であり、連携できる事業を整理し、今後の取組方針の検討に活用していく。

### 【調査概要】

- ・関係省庁で実施している自然再生に関連する事業を選定し、その事業の概要、自然再生の位置付けなどを整理する。

## 4. レビュー②（自然再生に関連する事業の実施状況）

○関係省庁が実施している事業において、自然再生として定義されている「保全」、「再生」、「創出」、「維持管理」に資する取組が可能となっているものは28事業。

（平成18年時点で、各省が自然再生事業として実施している事業は21事業）

○河川、里地里山、海、干潟、森林等、様々なフィールドで取組が可能。

○国が直轄で自然再生を実施するもの、地方自治体等の自然再生を支援するもの、技術の研究・開発を行うもの等、幅広い取組が可能。

⇒ 自然再生の実施・推進体制としては、一定の枠組みが確保できている。

## 4. レビュー②（自然再生に関連する事業の実施状況）

### 【今後の推進に向けた重要事項】

○今後は、生態系ネットワークの形成等の広域的な保全・再生を進めていくために、複数の事業の連携が重要。  
（例：釧路湿原など）  
⇒流域単位での生態系ネットワークの形成に向けて3省庁で連携を始めている。



- 関連する事業を実施している地域において、その推進に貢献する場合は、自然再生推進法の手続きによる自然再生協議会の設立を促していくことが重要。  
⇒生物多様性保全推進支援事業を実施している福井県「北潟湖」において、自然再生協議会の設立を検討している。
- 地域や自然再生の取組段階（計画、保全、維持管理など）に応じ、適切な事業の活用が図られるよう、地域からの相談等に積極的に応じていくことが重要。  
⇒民間の基金等による資金確保や蓄積された自然再生技術の共有・活用なども含めて、自然再生の推進に資する情報収集や情報共有を積極的に行っていく。

## 6. レビュー③（関係省庁における施策の実施状況）概要

### ○目的

関係省庁における施策の実施状況を自然再生基本方針の本文に沿って整理し、各項目の対応状況を把握することで、今後の推進に向けた施策の検討を行う。必要に応じ、自然再生基本方針の見直しの検討に活用する。

### ○調査概要

自然再生基本方針のうち、前回の見直しで新たに追加した項目、近年特に課題となっている項目を幅広く抽出し、それらに関する関係省庁の取組、関連計画の位置づけの有無等を整理する。併せて、各事項に関する自然再生協議会の取組事例も整理する。

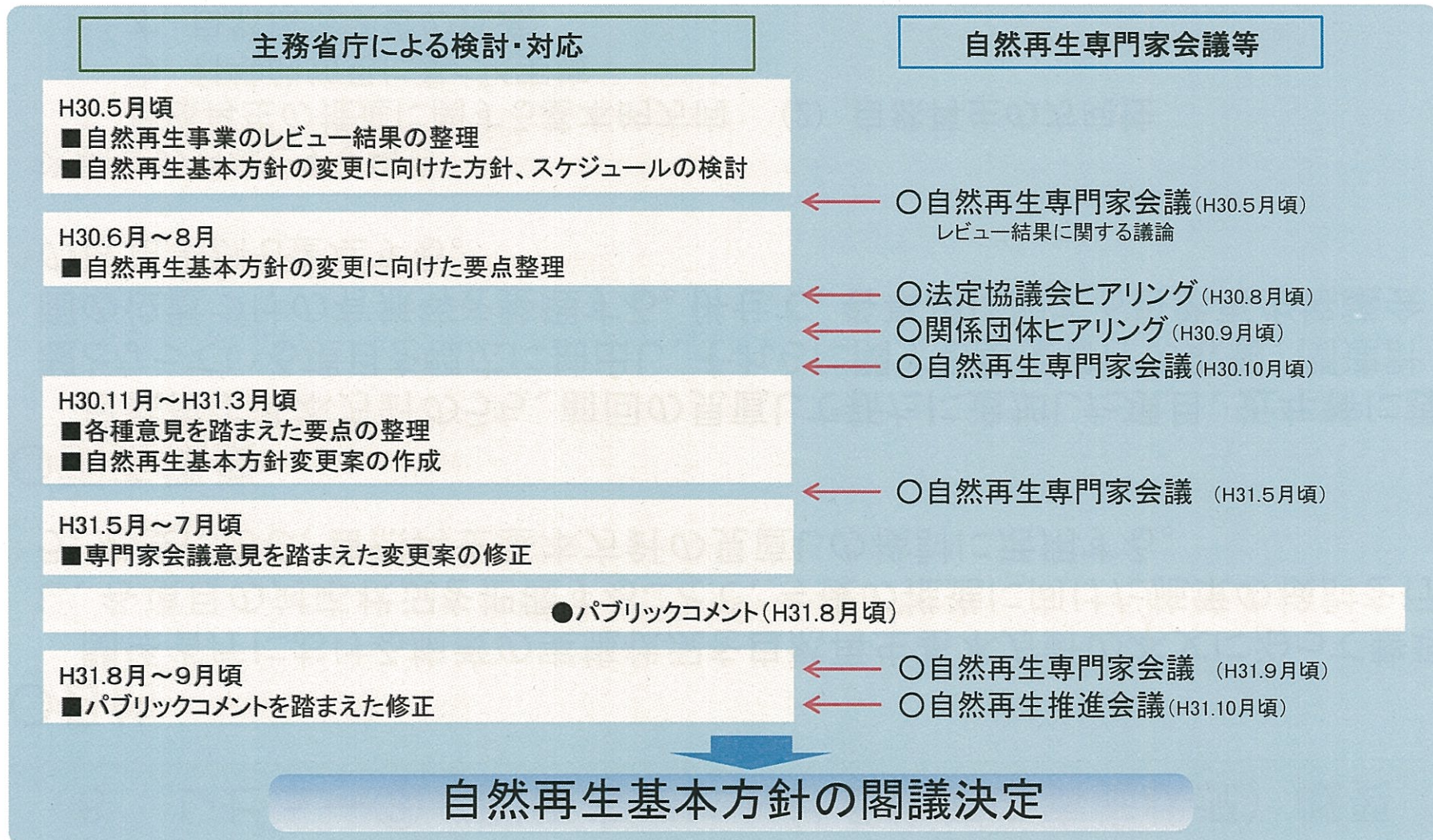
#### ※調査の対象とする項目

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向    (2) 自然再生の方向性
    - ウ 科学的知見に基づく実施
    - オ 自然環境学習の推進
    - カ 地域の産業と連携した取組
    - キ 自然再生の継続実施
  - 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
    - (3) 情報の収集と提供    (4) 普及啓発    (5) 協議会の支援
    - (6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進    (7) 小さな自然再生の推進
- など

## 7. その他

### ○想定される今後のスケジュール

レビュー結果を踏まえ、自然再生基本方針の見直しの検討を行っていくが、見直しを行う場合に想定されるスケジュールは以下のとおり。





自然再生事業のレビュー①—法定協議会における成果・課題のとりまとめ—

協議会名	自然再生の目標	実施者	自然再生の成果 (自然的)	自然再生の成果 (社会的)	課題	備考
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	<p>I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。</p> <p>II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。</p> <p>III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。</p> <p>IV. 周辺地域とのエコジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。</p> <p>V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。</p>	国土交通省	・目標種(希少種)の一部を確認		・担い手不足 ・協議会委員の不足	
訓路湿原自然再生協議会	<p>1. 湿原生態系の質的量的な回復(生物環境)</p> <p>2. 湿原生態系を維持する循環の再生(物理・化学環境)</p> <p>3. 湿原と持続的に関わる社会づくり(社会・経済環境)</p>	国土交通省、環境省、林野庁、地方自治体	<p>・湿原中心部への土砂流入量減少(H23.9出水時85%捕捉)、湿原植生の再生(H23約30haの植生回復)</p> <p>・魚種の増加(7種→15種)</p> <p>・リファレンスサイトの景観に類似</p> <p>・自然林植栽面積(約12ha 達成35%)・植栽総本数(約3.8万本 達成95%)</p>	<p>・環境学習ハンドブック4種類作成</p> <p>・自然再生地を利用した小学生等へ環境学習を行う</p>	<p>・対象地全体のレビュー</p> <p>・イベント参加者の固定化</p> <p>・地元住民の参加</p> <p>・野生動物による苗木の食害</p>	
麻機遊水地保全活用推進協議会	<p>1: 良好な水環境の再生</p> <p>2: 在来種の保全と生態系のバランスを保つ</p> <p>3: 人と自然との持続的な関わりづくり</p> <p>4: 周辺とのネットワークづくり</p>	地方自治体	<p>・ミズアオイや他に数種の攪乱依存種の確認</p> <p>・希少な植物の再生と水田環境に依存する生物が増加</p>	<p>・取組への参加者の増減なし</p> <p>・周辺の福祉施設、支援学校、企業等が保全活動に参加</p>	<p>・利用拠点の整備</p> <p>・地元住民の理解</p>	
多摩川源流自然再生協議会	<p>1) 自然環境を保全し、「湧流らしさ、小春らしさ」の里づくりをめざす。</p> <p>2) 豊かな生態系を守り、「安全で、健康で、豊かな」湧流の里づくりをめざす。</p> <p>3) 自然と人間のありかたを求め、「自然に学び、自然と共生する」資源循環型の里づくりをめざす。</p>	-			・事業全体のレビュー	現在は休会状態 環境が多様のため、一概に成果の整理ができない
神於山保全活用推進協議会	<p>長期的目標: 里山の再生</p> <p>当面の目標: 竹林の適正な整備</p>	地方自治体、市民団体	<p>・竹の全伐後クスギ・コナラ・ヤマザクラの森に成長</p> <p>・ササユリの回復(毎年約200株植栽)</p> <p>・区域内の竹の完全なコントロール</p> <p>・フクロウの営巣と巣立ちが3年続く</p> <p>・竹の侵入防止、苗の育成</p> <p>・ギンラン・キンランの出現、ササユリの回復</p> <p>・竹林伐採後は無理なく自然な方法としてゆっくり休眠種、実生木の成長を促す森づくりを行う</p>	<p>・学校の行事の一部として定着</p> <p>・苗を育て他団体や一般市民に配布</p> <p>・入山者・ハイカーの増加、管理から出たものの活用法、ボランティア活動の人数や回数の増加、体験活動や参加者の増加</p>	<p>・再生事業の科学的評価</p> <p>・地元住民の理解と参加</p>	
根原湿原地区自然再生協議会	湿原環境に人為的な悪影響が比較的小なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状況(昭和40年前半)	地方自治体			<p>・事業全体のレビュー</p> <p>・継続的な維持管理</p>	平成21年から休止中
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	干潟等においては、そこに生息する多様な生物群集により、生態系における良好な物質循環が円滑に進み、干潟等が有する生物生産機能、生物生産機能、水質浄化機能及び観音機能などの多面的機能が高いレベルで持続的に保たれる状態。すなわち、人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる「里海」の再生を目指すこと	-	<p>・一部の試験法でアサリ・底生微細藻類の生息数の改善</p> <p>・アサリ生息数の増加(H21 500kg収穫)、カブトガニ幼生生息数の増加</p>	・干潟耕転へのボランティア参加数の増加(H29 430人)	<p>・過疎高齢化</p> <p>・活動を担う新たな人材確保</p> <p>・モニタリング調査の資金確保</p>	地域循環共生圏事業(環境省、H28-H30)実証調査の実施
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る。	国土交通省	浅水域における沈水植物と抽水植物の生息環境の改善 陸域における1年生草本群落から多年生群落への移行	<p>・除草、ゴミ拾い等の維持管理作業を年間2回程度実施。</p> <p>・茨城県霞ヶ浦環境科学センターが環境学習を実施</p> <p>・H28年度から火入れを実施</p>	<p>・維持管理の担い手確保</p> <p>・協議会委員の減少、高齢化</p>	
くぬぎ山地区自然再生協議会	<p>目標1: 平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する</p> <p>目標2: 平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ</p> <p>目標3: 改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する。</p> <p>目標4: 利活用を図り、平地林の新たな価値を創造する。</p>	-	<p>・下草刈り、萌芽更新のための伐採作業を実施</p> <p>・産業廃棄物処理場の撤去跡地2箇所の植生復元、荒廃雑木林8箇所の整備を実施</p>	・年2回の保全活動の実施	<p>・土地所有条件</p> <p>・現代利用への適合</p>	実施計画を検討中
八幡湿原自然再生協議会	<p>①現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。</p> <p>②現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所はヨシ群落等に誘導する。対象区域北部や水路沿いなどの湿潤な場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ・マアザミ群落を再生する。</p> <p>③対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。対象区域内の臥竜山の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。</p>	地方自治体	<p>・湿原植生が再生・拡大</p> <p>・優勢な水棲動物の存在や出現</p>	<p>・定期的な自然観察会や湿原の維持・管理活動の実施され交流人口の増加</p> <p>・自然保護について普及・啓発が促進</p>	<p>・社会的評価</p> <p>・維持管理方針の検討</p>	
上サロベツ自然再生協議会	<p>(1) 高層湿原の自然再生目標 上サロベツ湿原の中核である高層湿原においては、おおむね国立公園指定時の植生や広がり状況をイメージし、現在もその当時の良好な状況を残している箇所を標準とし、これを具体的目標とする。目標の達成を目指すにあたっては、現存する湿原植生等の保全を図ることを最優先とし、近年明らかに劣化・変化した範囲に対し対策を講じる。</p> <p>(2) ベンケ沼の自然再生目標 埋塞が進行しているベンケ沼とその周辺湿原については、多くの絶滅のおそれのある貴重な動植物種が確認され、生物多様性の豊かな空間であることから、現状の維持(これ以上、埋塞が進まない状態)を目標とし、そのための対策を講じることとする。</p> <p>(3) 泥炭採取跡地の自然再生目標 泥炭採取跡地においては、開水面の開塞を進め、湿原植生の再生・創出を図ることを目標とする。自然再生にあたっては、渡り鳥が開水面を利用していることや、植生・生態系の回復過程を観察できるフィールドとして活用することなども考慮し、現状を維持するエリアも一部に設定する。</p> <p>(4) 砂丘林帯湖沼群の自然再生目標 砂丘林帯湖沼群については、生態系の保持のために、水位低下の抑制を目標とする。</p>	国土交通省、環境省、林野庁	<p>・農用地側に緩衝帯を設置し湿原保全に必要な地下水位を維持、沈砂池の設置による湿原等への土砂流出量の軽減</p> <p>・湿原の地下水位の上昇</p> <p>・埋塞復元方法の汎用技術化、対策を試験施工し効果をモニタリング中</p> <p>・森林の世代交代(上・中・下層木)を確認、湖沼水位の安定</p> <p>・ミズナラの植栽</p>	<p>・自然再生事業地の見学会を定期的に実施、地域の関係者と協力して普及イベントの開催</p> <p>・権限内固有林の視察会の実施</p>	<p>・事業の評価手法</p> <p>・遷移に要する時間</p> <p>・地元住民の理解と参加</p> <p>・試験施工(ササ対策)の成果確認に長期間を要する</p>	
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	自然を再生する場合、元来そこに存在していた自然を第一義的な目標とすべきである。本区域では、昭和30年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とする。	地方自治体	・底生生物の明確な増加傾向	・地域住民参加の田植え、稲刈り、脱穀等	・参加者の世代交代	

湧生干潟自然再生協議会	1. 多様な生物を育む干潟の保全、復元 2. 湿地を維持する水循環の再生 3. 砂浜環境の保全・回復 4. 環境保全活動・環境教育の推進および各主体の交流する場の創出	地方自治体				震災の影響により、休会中
森吉山麓高原自然再生協議会	軍地造成事業（昭和40年代）以前のブナ林等を再生し、クマガラの生息に適した環境を拡大する。	地方自治体	・ブナ等の植栽（約10ha）	・再生活動への幅広い主体の参画（NPO団体、ボランティア） ・自然観察会などの自然環境に関する普及啓発の実施	・立地上、様々な主体による参加型の活動を広げていくことが困難	
竹ヶ島海域公園自然再生協議会	エダミドリイシが健全な状態で生き続けている環境	地方自治体	・エダミドリイシの有性・無性生殖による移植により成育は順調	・地元施設で採卵・育成を行い、地元小学生への環境学習も定着	・地元住民の理解	
阿蘇草原再生協議会	草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ ①美しく豊かな草原の再生 ②野草資源でうろうおう農畜産業の再生 ③草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生	環境省、民間団体	・牧野の作業道、防火帯等の実施による保全整備（H28末40牧野10,003ha 阿蘇地域全体の牧野面積の45.3%） ・40牧野の植生（500点）や管理の特色などのデータ化 ・他の調査事業のデータと統合した植生データベース（3000点）を整備 ・データベースを基に地域別の生物多様性マニュアルを作成し、牧野植生の評価、草原さ生成の効果判定、多面的機能交付金の申請に活用 ・樹林化していた管理放棄地132haの草原面積を再生 ・草原再生全体で絶滅危惧種9種の出現が確認するなど、絶滅危惧種を含む生物種が増加 ・牧野再整備による災害復旧（野焼きの維持）（7牧野 総額330万円）	・組合員自身が草原環境学習を実施 ・基金総額が1億8000万円、6年間に延81件の活動に対して合計7000万円の助成を実施 ・重要度の高い保全活動に対する財源確保システム「阿蘇草原保全支援システム」に発展 ・野焼きボランティア参加者数の増加（H10 110人→H28 2468人） ・繁殖あか牛導入支援（H23-28 あか牛417頭 総額2502万円の助成） ・協議会構成員とその家族のべ550名が計20回（H22-H28）の基金キャンペーンに参加（募金150万円） ・関係5団体の協力による効果的取組（募金、イベント等）に発展 ・阿蘇都市の全小中学校の半数が草原環境学習を実施（H21 18.5%→H28 55.0%）、25牧野組合と連携による学習の展開、学校・教育関係者・保護者・地元住民等に取り組みが浸透、学習プログラム集・学習事例集・学習導入用DVD・デジタル植物図鑑等の教材を作成	・震災被害地の復旧（道路や防火帯の損傷による活動の制限） ・恒久的財源の確保（基金以外の財源）	
石西灘湖自然再生協議会	長期的目標：1972年の国立公園指定時の豊かなサンゴ礁生態系を取り戻す。 短期的目標：サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する。	環境省	・白化や食害等によるサンゴ被度の変化を記録し、調査・広報の基礎データとして機能 ・有性生殖法を用いたサンゴ移植技術を確立（2016までに3000m <sup>2</sup> 以上移植）、オニヒトデ対策として酢酸注入法・直接駆除法の確立 ・オニヒトデ発見数及び駆除数の明らかな減少	・多くの委員が積極的に環境教育を実施し、環境教育に広がり【教育】（環境）	・事業全体に要するコスト ・対策への調査結果活用 ・環境教育のスタッフ確保 ・各行政機関の連携 ・大規模白化の影響	
竜串自然再生協議会 （竜串の自然と共生した地域づくり協議会）	竜串湾内に本来生息しているイシサンゴ類をはじめとする多くの生き物が健全な状態で生き続けている環境を取り戻す	環境省	・サンゴの保全（H22時点では豪雨災害以前の状況まで回復していることが確認、その後食害により一部エリアで消失）		・地域経済の活性化に向けた社会的成果の評価方法 ・他の要因（オニヒトデの食害）による自然衰退	
中海自然再生協議会	「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する。	民間団体	・アマモ場面積の減少× ・酸化水素や栄養塩の溶出抑制については効果が認められる ・アサリやサルボウガイなどの大型底生動物の定着には至っていない×	・水質・底質改善に向けた海藻の肥料化・食品化は一部達成 ・漁業活動の復活には至っていない×	・全体構想の見直し ・アマモの再生地域への移植が困難 ・海藻の回収・硫化水素等の取組がどのように自然再生に影響するかの評価が困難	全体構想に社会的成果がない
伊豆沼・内沼自然再生協議会	○水環境が改善され、沈水植物（マツモ、クロモ等）や浮葉植物（ヒルムシロ、ジュンサイ、ヒツジグサ等）など豊かな水生植物群落が広がり、それらを生息環境とするエビ類などが回復した伊豆沼・内沼 ○多種の水鳥・渡り鳥（ガン・カモ類）をはじめとし、在来魚介類（ゼニタナゴなど）、昆虫類など、多様な生物が生息する伊豆沼・内沼 ○周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存し、湿地環境、湿原景観が次世代に継承されていく伊豆沼・内沼	地方自治体	・5種類の目標生物のうち3種類（ミコアイサ・ヌカエビ・ゼニタナゴ）は増加傾向	・湖岸の景観は刈払いなどによりやや改善 ・新たな団体の参加により沼の賢明な利用が進展	・漁業者の減少 ・地元住民の理解と参加 ・沼の水位と周辺利用者の調整	
久保川イーハトーブ自然再生協議会	①生物多様性に満ちた水田・溜池を含む水辺と里地里山の自然環境を保全する。 ②劣化した地域に、かつて存在した在来種から構成される生態系を再生させ、自然環境学習の場として役立たせる。 ③里地里山の自然と人との関わりを維持・回復など、自然と共生する社会の重要性を内外に発信していく。 ④このようにして再生された自然を活かした「里歩き」や保全再生作業体験・自然環境学習をテーマとしたエコツーリズムなどによって首都圏と当該地域の交流を活性化させる。	民間団体	・ウシガエルの防除数・トラップ設置ため池数減少 ・大型水生昆虫の個体数増加 ・保全上重要なため池の個数は現状を維持【×】 ・放牧地跡のササ抜き取りによる減少 ・在来植物の増加 ・ダンボロギク・外来牧草が増加×	・地域住民からのトラップ設置依頼増加 ・ボランティア・体験学習の依頼・受入増加 ・防除実施の延べ数減少	・地元住民の理解と参加 ・所属NPO間の連携 ・希少種情報の取扱い	
上山高原自然再生協議会	上山高原及び周辺地域において、ススキ草原約35haを維持し、ブナを中心とした落葉広葉樹林の森約300haを再生することを目標に取り組みます。	地方自治体、民間団体	・ススキ草原の復元（開始時3ha→H26約35ha） ・ススキ草原の既存35haの維持管理・新規整備10haのうち4haを草原化		・活動資金の確保 ・少子高齢・過疎化による担い手確保	
三方五湖自然再生協議会	湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生 テーマ1：多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全 テーマ2：「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生 テーマ3：生活の中で受け継がれてきた湖の文化的伝承	環境省、地方自治体	・検討会における自然再生標準化すべき場所の検討、護岸形状調査の実施 ・産卵床の移動等による稚魚育成マニュアルの発行、稚魚育成ノウハウの収集、外来生物等の駆除マニュアルの発行、ヒシ管理指針の発行、適切な養の刈り取り量に関する研究 ・ヒシの試験刈り取り ・水田での稚魚生産量の正確な把握、外来生物の分布情報の把握・情報収集 ・シジミの生息場所の調査、シジミの生息環境分析、水質調査	・学校関係者の研修会や連絡会の開催 ・駆除普及イベントの開催 ・子供を主体とするイベントの開催 ・管の水辺の風景面調査		
多々良沼・城沼自然再生協議会	目標1：水質改善→汚濁負荷と自然浄化のバランスを整える 目標2：生態系の保全→多くの人の手を借りて自然を再構築する 目標3：親水性の向上→沼とふれあい、愛着をもって沼と接する 目標4：地域の協働関係の構築→多様な団体や幅広い市民が協力し合う関係を構築する	地方自治体、民間団体	・特定外来種及び固有種（希少種）の分布を継続的に把握 ・ハスの分布範囲把握・遺伝子解析による同定		・協議会構成委員の事業参加 ・調査結果の活用方法	
高安自然再生協議会	絶滅危惧種（ⅠA類）のニッポンバラタナゴを含む地域固有の生物多様性を維持することで、人と自然が共生して暮らせる持続可能な地域づくりを目指す。		・放置されていた森林面積8haの除草刈り・間伐を実施、遊歩道2kmを整備 ・下流域で確認されている水生生物種（カワニナ・ゲンジボタル・サワガニ等）が増加 ・追加保護池3池（全部で7池） ・保護意見に生息するニッポンバラタナゴの個体数約5万個体 ・保護池周辺の昆虫調査	・花卉栽培農家の再生面積2ha ・ボランティア年間延べ人数400人 ・二次林の新利用10t ・農家10件、ボランティア年間参加延べ人数1000人 ・有機質肥料0.3ha・有機野菜づくり0.3ha、和綿（オーガニックコットン）の収穫200kg、きんたい収穫年間500kg	・土地所有条件	

## 自然再生事業のレビュー②－自然再生に関連する事業調べ－

事業名	実施主体	事業概要※1	事業における自然再生の位置づけ※2
環境省 生物多様性保全推進支援事業	地域住民、NPO、地方公共団体等により構成される地域生物多様性協議会	地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等について支援。対象となる事業は以下のとおり。 ①国内希少野生動植物種等対策、 ②特定外来生物防除対策、 ③重要生物多様性保護地域保全再生、 ④広域連携生態系ネットワーク構築（自然再生推進法に基づく計画策定や保全対策の実施）	・事業実施要綱において、「自然再生推進法に基づき、多様な主体が連携し、生態系ネットワークの構築を進める広域の活動を支援」と位置づけている。 ・その他、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護対策や特定外来生物の防除、自然公園法や鳥獣保護法等に指定された保護地域における生物の生息環境の保全等の自然再生に資する取組の支援が可能である。
環境省 自然公園等事業のうち国立公園等整備事業（自然再生事業）	環境省	自然公園法に基づく、国立公園における自然再生施設の新設、増設又は改設の実施。	・自然公園法により公園事業は「国立公園又は国定公園の保護又は利用のための・・・関するもの」と定められており、また国の責務として「優れた風景地の保護」、「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする」と定められている。よって、本事業は優れた自然環境を有する国立公園の保全・再生を行うものである。
環境省 自然環境整備交付金 沖縄振興公共投資交付金 （自然環境整備事業）	都道府県・市町村	自然公園法に基づく、国定公園における自然再生施設の新設、増設又は改設について支援。	・自然公園法により公園事業は「国立公園又は国定公園の保護又は利用のための・・・関するもの」と定められており、また国の責務として「優れた風景地の保護」、「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする」と定められている。よって、本事業は優れた自然環境を有する国定公園の保全・再生を行うものである。
環境省 自然再生活動推進費	環境省	自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施。	自然に再生推進法の基本方針に位置付けられている以下の取組を実施することで、自然再生の推進を図るものである。 (1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議の開催 (2) 調査研究の推進 (3) 情報の収集と提供 (4) 普及啓発 (5) 協議会の支援 (6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進 (7) 小さな自然再生の推進
環境省 国立公園等民間活用特定 自然環境保全活動事業 （グリーンカー）	環境省	国立公園等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民によって構成される民間事業者等を活用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進。	外来種の駆除や希少な野生動植物の生息・生育環境の維持回復活動などの生物の多様性の確保に関する取組や景観維持活動などの国立公園等における自然環境の保全・再生・維持管理に資する取組が可能となっている。

環境省	海域の国立・国定公園保全管理強化事業費（マリナー）	環境省	国立公園等の海域の適正な管理を行うため、食害生物の駆除や保全対象生物のモニタリング等を実施することで生態系の保全や適正な海域利用等を図る。	国立公園等のうち、サンゴ礁、干潟、藻場等の適正な保全・管理を実施することが可能となっている。
環境省	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	地方公共団体	森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた調査の実施及び計画の策定に対して支援	地域の森林等（里地里山を含む）に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用可能な量を把握し、設備の導入に向けた計画の策定を図ることで、自然共生や低炭素地域づくりを推進することを目的としており、里地里山の保全・維持管理に資する取組の支援が可能である。
環境省	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	環境関係の活動を行う団体等	地域における環境保全活動等を効果的に進めるための、民間団体・企業・地方公共団体等の異なる主体による協働取組を実証	公募要領において、生物多様性の保全や社会経済活動と自然との調和をテーマにした取組が位置づけられており、民間団体、企業、地方公共団体等の異なる主体による協働取組による自然再生に資する取組が可能となっている。
環境省	保全事業	環境省	鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合において、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして鳥獣の生息環境の改善を実施。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項に規定する保全事業の実施のために必要な施設の新設、増設又は改設を行うもの。 一鳥獣の繁殖施設の設置 二鳥獣の採餌施設の設置 三鳥獣の休息施設の設置 四湖沼等の水質を改善するための施設の設置 五鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置 六鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物の捕獲等	鳥獣保護管理法において以下のとおり目的を位置づけており、自然再生に資する取組の実施が可能となっている。 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。」
環境省	地球環境基金	環境保全活動を行う団体	民間の非営利団体（NGO、NPO）が行う環境保全活動（生物多様性の保全など）について支援。	NGO等が自主的、自発的に行う自然保護・保全・復元活動や森林保全・緑化、総合環境教育等の活動が助成対象となっており、自然再生に資する取組の支援が可能である。
環境省	環境研究総合推進費	国内の研究機関に所属する研究者	気候変動緩和策及び適応策、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施	研究開発対象分野のうち、生物多様性の保全・再生や生態系サービスの持続的な利用に向けた研究等が含まれており、自然再生基本方針における「調査研究の推進」に資する取組が可能である。 自然共生領域 生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発、森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発等

環境省	地域循環共生圏構築事業	地方公共団体若しくは地方公共団体と連携して取組を行う民間団体や協議会	森里川海の適正な管理と活用を通じた地域循環共生圏の構築に向け、地域の活動団体と連携し、「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の取組を10地域でモデル実施。	地域の自然資源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築し、日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現を目指すものであり、自然再生基本方針における「自然再生の継続実施」や「人材育成」等に資する取組である。
国土交通省	総合水系環境整備事業	国土交通省	良好な河川環境を保全・復元及び創出するため、河川及びダムにおける環境整備を総合的に整備することにより、魚類の遡上・降下環境の改善、生物の生息・生育環境の改善等を図る。	事業の実施要領において、「自然環境の保全・復元」を位置づけている。
国土交通省	社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業等）	都道府県	良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生を行う	事業の実施要綱において、「自然環境の保全・復元」を位置づけている。
国土交通省	海域環境創造・自然再生事業（直轄港湾改修費）	国	閉鎖性水域等における水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、港湾区域外の一般海域において、開発保全航路等の浚渫工事により発生する浚渫土砂を用いた覆砂の実施	事業として自然環境の保全・再生・創出を実施している
国土交通省	・社会資本整備総合交付金（海域環境創造・自然再生等事業） ・沖縄振興公共投資交付金（海域環境創造・自然再生事業）	地方自治体	閉鎖性水域において、航路・泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂や多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした海浜等の整備の実施。 閉鎖性の強い港湾において、水質改善を目的とした水質浄化施設（循環ポンプ・空気揚水装置等）の整備の実施。	事業として自然環境の保全・再生・創出を実施している
国土交通省	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	地方公共団体	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進するため、都市公園等の用地取得及び公園施設整備を支援。	環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る都市公園を「自然再生緑地」と社会資本整備総合交付金交付要綱に位置付け、支援対象としている。
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の一部	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等	多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を支援（交付率：1/2等）。	・実施要領において、「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）の第3の1の（3）のイに規定する環境創造区域（自然と共生する環境を創造する区域）」であることを要件としている。
農林水産省	自然環境再生整備構想検討調査	国	国立公園地域等と隣接する地域において、環境省等と連携した共同調査により、個別具体の地域における自然環境の再生に向けた農業基盤の整備方向を検討し、事業の概略構想を策定	・農業振興、用排水及び施設管理の改善並びに自然環境の再生等に関する課題を把握するとともに、地形条件や地元意向等を踏まえ自然環境再生に向けた事業の概略構想を策定するための調査への支援が可能である。
農林水産省	多面的機能支払交付金	農業者等の組織する団体（活動組織）	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援。	・資源向上支払における農村環境保全活動において、生物の生息状況の把握等の生態系保全に資する活動や、水質保全、景観形成・生活環境保全、水田貯留機能増進・地下水かん養、資源循環に資する活動を実施。

農林水産省	地域連携推進等対策	国	<p>国有林野における森林生態系保全、野生鳥獣被害防止対策等を実施。</p> <p>①地域等との連携による、自然再生、植生回復、植生荒廃の防止、及び森林保護員の巡視活動による植生荒廃を防止。</p> <p>②国有林野内の鳥獣被害防止、及び地域と連携した鳥獣対策。</p> <p>等</p>	<p>・事業実施要領において、生物多様性の保全や国土の保全、水源のかん養等の森林に対する国民の要請に対応するとともに、「自然再生推進法」に基づく自然再生の取り組みへの協力へも資するものとして、地域等と協働・連携した自然災害等により劣化した森林の再生・復元や森林生態系の保全や、地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた生息環境等の整備などの取組の実施を位置づけている。</p>
農林水産省	<p>・森林整備事業の一部</p> <p>・農山漁村地域整備交付金(森林整備事業の一部)</p>	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等	森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈、間伐等を実施。	<p>・森林環境保全整備事業実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領において、「森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するもの」であることを事業内容として位置づけている。</p>
農林水産省	<p>・治山事業の一部</p> <p>・農山漁村地域整備交付金(治山事業の一部)</p>	国・都道府県	保安林等において荒廃地等の復旧整備や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施	<p>・森林法に基づき、森林の維持・造成を行っている事業である。</p>
農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民、森林所有者等が協力して行う森林の保全管理等の取組を、市町村の協力を得て支援。	<p>・国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林所有者や地域住民等が協力して行う保全活動及び山村の活性化に資する取組に対して支援しており、野生動植物が生息・生育する里山林を維持するための活動等に対する支援が可能である。</p>
農林水産省	厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業	国(委託費)	わが国排他的経済水域の重要な拠点である沖ノ鳥島をモデルに、多様なサンゴ種にかかる種苗生産、移植、保全、モニタリング等一連のサンゴ増殖技術を開発し、一定規模のサンゴ増殖技術の確立を目指すとともにこれまで移植・生育したサンゴ群集を核として、沖ノ鳥島のサンゴ礁を面的に拡大させるための増殖技術を開発する。	<p>・「生物多様性国家戦略(平成24年9月)」において、サンゴ礁の保全・再生に係る具体的施策の一つとして明確に位置づけられている。</p>
農林水産省	水産環境整備事業	県、市町村、漁協	海洋等の生物の生息環境に配慮した藻場・干潟の造成などの水産環境の整備を推進することにより、生物多様性を保全。	<p>・海洋等の生物の生息環境に配慮した藻場・干潟の造成などの水産環境の整備を通じて、自然再生に寄与。</p>
農林水産省	内水面漁業振興対策費のうち健全な内水面生態系復元等推進事業	民間団体等	地域間の広域的な連携による健全な内水面生態系の復元を推進する体制整備や、その下での広域的なカワウ・外来魚の生息状況調査や被害防止対策等の取組等を支援。	<p>・漁業者等が行う、内水面における水産資源の回復のための外来魚及びカワウの駆除等、自然再生に資する取組の支援が可能である。</p>
農林水産省	水産多面的機能発揮対策	活動組織	漁業者等で構成される活動組織が行う水産業・漁村が持つ多面的機能の発揮に資する活動に対して支援。(藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るために行う保全活動に対して支援を実施)	<p>・事業として、藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るために行う保全活動に対して支援を実施することにより、多面的機能の一つである環境・生態系の保全機能の発揮に資する。</p>

※1：事業概要について、対象となる取組がわかるように記載下さい。

※2：事業における自然再生の位置づけ(要綱等に位置づけている、事業として自然環境の保全・再生・創出・維持管理を実施している など)を記載下さい。

自然再生事業のレビュー③ー関係省庁における施策の実施状況調べー

自然再生基本方針の項目	自然再生基本方針の記載	環境省の実施事項※1	農林水産省の実施事項※1	国土交通省の実施事項※1	法定協議会の取組	備考
1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施	<p>・・・(略)・・・</p> <p>また、自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも重要です。</p> <p>・・・(略)・・・</p>					第2回変更時の新規追加事項
オ 自然環境学習の推進	<p>環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、その実施に当たっては、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。</p> <p>・・・(略)・・・</p>					第2回変更時の新規追加事項
オ 自然環境学習の推進	<p>・・・(略)・・・</p> <p>その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。また、自然再生事業を実施している地域が、大学・大学院等の高等教育においても、環境及び環境教育の研究と人材養成を行う場となり得ることを認識することも重要です。</p> <p>・・・(略)・・・</p>					第2回変更時の新規追加事項
オ 自然環境学習の推進 (自然環境学習の実施に当たっての配慮事項)	<p>・・・(略)・・・</p> <p>また、自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものであるため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点や、ものごとを主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育てる「持続可能な開発のための教育(E S D)」の観点を取り入れていくことも重要です。</p> <p>さらに、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながることを認識しながら取り組むことが重要です。</p>					第2回変更時の新規追加事項
カ 地域の産業と連携した取組	<p>・・・(略)・・・</p> <p>また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマス燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取組につながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらすため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。</p>					第2回変更時の新規追加事項
キ 自然再生の継続実施	<p>自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが重要です。また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子供たちの参加を促し、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境の目標を共に考えていくことも重要です。</p> <p>さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取組と連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことが重要です。</p>					第2回変更時の新規追加事項
ク 自然再生後の自然環境の扱い	<p>工事実施中のみならず工事完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことにより、自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。</p> <p>また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、豊かな自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及を行うことが重要です。</p>					第2回変更時の新規追加事項

<p>ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策</p>	<p>今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じており、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要です。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成26年4月に策定された絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、国内希少野生動物植物種の指定状況も考慮して行うことが重要です。</p> <p>また、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息しており、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。</p> <p>これに加えて、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>コ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生</p>	<p>東日本大震災の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然とともに生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。</p> <p>自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるようモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。</p> <p>また、東日本大震災からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩和する効果を有しており、このような自然生態系が有する防災・減災機能を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>サ 自然再生の役割</p>	<p>わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しむ季節を眺めとる感性である「花鳥風月」や、花見、虫狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、野焼きなどの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。</p> <p>また、自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独自の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生につながるものです。このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要です。</p> <p>さらに、自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生につながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然など自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>シ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>・・・(略)・・・また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。・・・(略)・・・</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>シ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>・・・(略)・・・</p> <p>さらに、再生された自然とふれあい、その恵沢を享受する国民ひとりひとりに関しても、自然再生の取組が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めることも重要です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域をはじめ、広く国民全体の自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。</p> <p>・・・(略)・・・</p>					<p>H28年度専門家会議意見</p>
<p>シ その他自然再生の実施に必要な事項</p>	<p>・・・(略)・・・また、多自然川づくり、干潟の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことも重要です。・・・(略)・・・</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>



<p>2 自然再生協議会に関する基本的事項 (1) 協議会の組織化 ウ</p>	<p>関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。</p>					<p>H27年度専門家会議意見等 (関連：組織化のインセンティブ、協議会数の増加など)</p>
<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (3) 情報の収集と提供</p>	<p>国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。</p>					<p>H29年度専門家会議現地意見 (普及啓発)</p>
<p>(4) 普及啓発</p>	<p>国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。</p>					<p>H29年度専門家会議現地意見 (普及啓発)</p>
<p>(5) 協議会の支援</p>	<p>・・・(略)・・・また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講ずること。</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p>	<p>国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めること。・・・ (略)・・・</p>					<p>H28年度専門家会議意見 (トップダウン的発想)</p>
<p>(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p>	<p>・・・(略)・・・ このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めること。 ・・・(略)・・・</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>
<p>(7) 小さな自然再生の推進</p>	<p>地域住民等が行う小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながるものが期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めること。 小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要であること。 また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要であること。</p>					<p>第2回変更時の新規追加事項</p>

※ 各省の実施事項としては、関連する



# 地域循環共生圏構築事業

平成30年度予算(案)別紙4  
120百万円(100百万円)

## 背景・目的

- 我々のくらしは、自然の恵み(生態系サービス)によって支えられているが、人口減少や高齢化により、人と自然のつながりが希薄になり、これまでのきめ細やかな管理が困難になることにより、生態系が劣化し、全国民が享受する生態系サービスへの影響が懸念。
- 地域の自然資源のストック(自然資本)の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築し、日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現を目指すもの。

## 事業概要

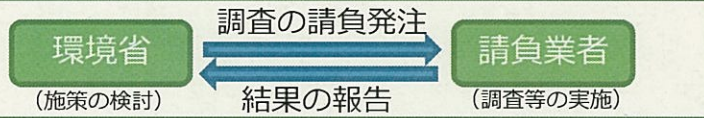
- ①自然の恵みとのつながりを可視化し評価する手法の開発  
②資金や労力を確保するための方策検討、活動指針の策定  
③自然の恵みをひきつぐ国民運動
- ボトムアップによって取組を進める新たな仕組みの構築

## 事業目的・概要等

## 期待される効果

- 生物多様性とそこから得られる恵みの次世代への継承
- 国土強靱化、健全な水循環の形成

## 事業スキーム



## 1. 自然の恵みをひきつぐ地域循環共生圏実現に向けた方策検討

## イメージ

### (1)自然の恵みの評価手法の開発 (H28-H30)



### ①プログラムの効果の定量的評価 → ②プログラムの検証と評価手法の開発

主要プログラムによる実証調査

8つの地域プログラム	
森林のメタボ解消・健全化プログラム	健康で心豊かな社会づくりプログラム
生態系を活用したしなやかな災害対策	鳥獣等から国土・国民生活を守るプログラム
江戸前などの地域産食材再生のための環境づくり	森里川海からの産業創造プログラム
トキやコウノトリなどが舞う国土づくり	美しい日本の風景再生プログラム

効果と地域間のつながりの見える化、生態系ごとのプログラムの組立・活用

### 3つの全国プログラム

森里川海の中で遊ぶ子どもの復活プログラム	森里川海の恵み見える化プログラム
森里川海と繋がるライフスタイルへの転換プログラム	

### (2)資金や労力を確保するための方策検討・指針の策定 (H28-H30)

資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成や雇用の環境づくり等の事例の収集・分析及び、これらを実現するための研究開発の実施や活動指針の策定や、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的取組を推進していくための課題を抽出、整理し解決に向けた方策を検討

### (3)自然の恵みをひきつぐ国民運動 (H28-H31)

戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウムの開催等により(1)(2)の成果の情報発信、国民の気運醸成

## 2. 自然の恵みをひきつぐボトムアップ型の仕組みの構築 (H30-H31)

